

反訴の国際裁判管轄：序説

齋藤善人

- 1 涉外事件と反訴
- 2 平成23年改正法の内容
- 3 事例研究－東京地裁平成25年10月28日判決を素材として－

1 涉外事件と反訴

(1) 反訴の意義

反訴とは、係属している訴訟（これを「本訴」という）の手続内で、原告を相手方として被告から提起される訴えである。被告側が同時審判を目的として行う、訴訟中の訴えによる請求の追加的併合といえる。原告は、訴えを変更したり、請求を併合したりして、訴訟手続内で請求をアレンジできる。これとの均衡・公平という観点から、被告にも、本訴を契機として、関連性を有する請求について、その訴訟手続を積極的に利用すること、つまり、同一の訴訟手続内で審判を受ける機会を認めるのが適当である。また、関連する請求について併合して審理することで審理の重複が避けられ、心証の形成も同時に行われるから、判断の重複や裁判の不統一を回避するとの目的からも望ましく、関連する請求であれば、別訴とするよりは同一の訴訟手続で処理したほうが、訴訟資料を共通に利用できるため訴訟経済にも適う¹。

民訴146条1項柱書本文は、「被告は、本訴の目的である請求又は防御の方法と関連する請求を目的とする場合に限り、口頭弁論の終結に至るまで、本訴の係属する裁判所に反訴を提起することができる」と規定する。審理の重複や判

¹ 兼子一原著／松浦馨＝新堂幸司＝竹下守夫＝高橋宏志＝加藤新太郎＝上原敏夫＝高田裕成・条解民事訴訟法〔第2版〕（弘文堂・平成23）847頁、賀集唱＝松本博之＝加藤新太郎編・基本法コンメンタール民事訴訟法2〔第3版追補版〕（日本評論社・平成24）50・51頁、笠井正俊＝越山和広編・新・コンメンタール民事訴訟法〔第2版〕（日本評論社・平成25）672頁など。

決の矛盾の回避、訴訟経済といった反訴の効用は、本訴請求に関連する請求が反訴として定立されているからこそである。本訴と無関係な請求を反訴として提起できるとすれば²、徒に審理が錯綜し、不都合が生じるであろうことは想像に難くない。そこで、「本訴の目的である請求又は防御の方法と関連する請求を目的とする場合に限り」、被告は、本訴の係属する裁判所に反訴を提起できるとされた。いわゆる「本訴と関連する反訴請求」という要件であり、併合審理に適する反訴を選別するための要件に他ならない。

「本訴の請求と関連する請求」とは、反訴請求が、その訴訟物たる権利関係の内容またはその発生原因などの主たる事実において、本訴請求と共通点を有することをいう。たとえば、原告の損害賠償請求に対して、逆に被告の側が、同一事故に基づく損害賠償請求をする場合、原告の土地所有権確認請求に対して、被告が、同一土地に対する賃借権確認請求をする場合、原告の抵当権確認請求に対して、被告が、被担保債権の不存在確認請求をする場合などが当たる。また、「本訴の防御方法と関連する請求」とは、反訴請求が、本訴請求に対する抗弁事由とその内容または発生原因において共通点を有することをいう（この場合には、反訴請求と本訴請求との関連性は不要である）。たとえば、金銭支払請求の本訴に対して、被告が相殺の抗弁を提出し、そこで自働債権として相殺に供した金額を超える残額の部分につき給付請求をする場合、所有権に基づく引渡請求の本訴に対して、被告が留置権の抗弁を提出し、その被担保債権の履行を請求する場合、所有権に基づく土地明渡請求の本訴に対して、被告が賃借権の抗弁を提出し、その賃借権の確認請求をする場合などが当たる³。

本訴と関連する請求であるという要件が備わっていれば、「本訴の係属する裁判所に反訴を提起すること」ができ、本訴と併合審理される結果、反訴の効用が発揮される。ここでは、本訴請求に関して民訴法所定の管轄権の規定が適用され、特定の裁判所に土地管轄があることを前提に、その裁判所に反訴を提起できる。反訴請求について、民訴法の規定上、別の裁判所が土地管轄を有す

² 大正15年の改正前の民事訴訟法は、反訴の提訴期間を原則として答弁書の提出期間内に限ってはいたが、本訴と無関係な請求でも反訴を提起できるとされていた（201条）。

³ 条解（前注1）848～849頁、基本法コンメ（前注1）53頁、新コンメ（前注1）673頁など。

ることになる場合であっても、本訴の管轄裁判所に反訴を提起できる⁴。被告としては、本訴に対して応訴する以上、それが係属する裁判所で自らが定立する反訴についても審判を受けるほうが、関連した請求である限り、便宜なはずである。裁判所としても、訴訟資料を共通に利用でき、1個の訴訟手続で関連する紛争を一挙に処理できるなど裁判運営上メリットがある。

(2) 涉外事件と反訴

1. 従前の議論 民訴146条1項柱書本文の規定は、それ自体は国内の民事訴訟事件を想定したものである。本訴と反訴の土地管轄裁判所が違ったとき、本訴の管轄裁判所に集約されるという意味がある。では、涉外的な民事訴訟事件の場合は、どうすべきか。反訴請求自体について日本の裁判所が管轄権を有しない場合であっても、本訴が係属している日本の裁判所に反訴を提起することを認めることができれば、涉外的な民事訴訟事件に反訴の効用が作用し、紛争の処理に都合がよいはずである。そこで、従来、反訴の国際裁判管轄について、反訴は本訴との間に請求の関連性を有することから、客観的併合の場合と同様に考え、反訴請求自体について日本が国際裁判管轄を有しない場合であっても、本訴について日本に国際裁判管轄があれば、その裁判所に反訴の提起を認めてよいとの説が提唱された⁵。

2. 東京高裁平成18年4月13日判決⁶ この見解を採用した判例である。X1（韓国人女性）は、昭和25年3月2日、韓国釜山市でA（韓国人男性）と婚姻の届出をした。同国の戸籍上、昭和26年9月2日にされた届出により、X2は、昭和24年2月17日に川崎市内でX1とAとの間の子として生まれたと記載されていた。昭和63年8月3日、AとY（日本人女性）は、川崎市川崎区長に対して婚姻の届出をした。Aは、平成16年3月16日、川崎市内で死亡した。X1とX2は、AとYとの婚姻が重婚であるとして、その取消しを求める訴えを日本の裁判所（横浜家庭裁判所川崎支部）に提起した（本訴）。これに対し、Y

⁴ なお、本訴が係属する簡易裁判所において、被告が、地方裁判所の事物管轄に属する反訴を提起した場合、原告側の申立てがあれば、簡易裁判所は、本訴および反訴を地方裁判所に移送しなければならない（民訴274条1項）。

⁵ 池原季雄「国際的裁判管轄権」鈴木忠一＝三ヶ月章監修・新・実務民事訴訟講座（7）（日本評論社・昭和57）35頁。

⁶ 判時1934号42頁。

が、①X1を被告として、AとX1との婚姻の無効確認請求、②X2を被告として、AとX2との間の親子関係不存在確認請求の訴えを提起した（反訴）。なお、X1とX2は韓国在住、Yは日本在住である。X1らは、Yの反訴について、AとX1はともに韓国の国籍であり、X1は韓国在住であるから、婚姻無効確認請求の訴えについては、日本の裁判所に国際裁判管轄はないし、また、X2も韓国の国籍であり、韓国在住であるから、親子関係不存在確認請求の訴えについても、日本の裁判所に国際裁判管轄はなく、いずれも不適法であると主張した。

東京高裁は、反訴の国際裁判管轄について、「婚姻無効確認及び親子関係不存在確認の各請求訴訟においても、被告の住所は国際裁判管轄の有無を決定するに当たって考慮すべき重要な要素であり、被告がわが国に住所を有する場合にわが国の管轄が認められることは当然というべきであるが、被告がわが国に住所を有しない場合であっても、わが国と法的関連を有する事件についてわが国の国際裁判管轄を肯定すべき場合のあることは否定し得ず、どのような場合にわが国の管轄を肯定すべきかについては、当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により条理に従って決定するのが相当である（最高裁平成8年6月24日判決民集50巻7号1451頁）。そして、婚姻無効確認等の請求訴訟がわが国の裁判所に反訴として提起された場合には、その請求が本訴と密接な関係を有する限り、反訴被告が応訴を余儀なくされることによる不利益があるとは認められないし、本訴と反訴を併合審理することにより審理の重複や判断の矛盾を避け身分関係に関する紛争の画一的・一回的解決を図ることができるのであるから、特段の事情のない限り、わが国の国際裁判管轄を肯定するのが当事者の公平や裁判の適正・迅速の理念に適するものと解される。

X1らは、Yに対し、AとYとの婚姻が重婚であるとしてその取消しを求める本訴をわが国の裁判所に提起したところ、Yは、その前提となるAとX1との婚姻関係（前婚）及びAとX2との親子関係を争うとともに、X1を被告としてAとX1との婚姻の無効確認及びX2を被告としてAとX2との親子関係不存在確認を求める反訴を提起した。反訴で確定されるべきAとX1との婚姻関係（前婚）の効力及びAとX2との親子関係の存否は、本訴においてX1らの原告適格（民法744条1・2項）及び重婚該当性を判断するために不可欠な前提問題であるといえることができる。そうすると、反訴請求は、本訴の訴訟要件及び請

求と密接な関係を有するというべきであって、反訴についてわが国で裁判を行うことが当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念に反する特段の事情があるとも認められないから、わが国の国際裁判管轄を肯定することが条理に適うというべきである。」と判示した⁷。

2 平成23年改正法の内容

(1) 民訴146条3項

平成23年、「民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律」（法律第36号）が制定され、日本の裁判所の国際裁判管轄について明文規定が導入された（改正法は、平成24年4月1日より施行）。同法により、民訴146条に新たに第3項が追加され、「日本の裁判所が反訴の目的である請求について管轄権を有しない場合には、被告は、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とする場合に限り、第1項の規定による反訴を提起することができる。ただし、日本の裁判所が管轄権の専属に関する規定により反訴の目的である請求について管轄権を有しないときは、この限りでない」と定められた。

同項本文によれば、日本の裁判所が本訴の目的である請求について国際裁判管轄を有し、反訴の目的である請求については国際裁判管轄を有しない場合には、この反訴が、本訴の目的である請求や本訴に対する防御方法と密接に関連する請求を目的とするときに限り、本訴の係属する日本の裁判所に反訴を提起することができる。本訴請求には日本が国際裁判管轄を有するが、反訴請求には国際裁判管轄を有しないときに、日本の裁判所への反訴の提起を一切認めないとするのは、反訴制度の目的にそぐわない部分もあるし、本訴の原告は、自ら日本の裁判所に提訴し、日本という裁判地の利用を選択しているのだから、そこでの訴訟手続で反訴への応訴を求められることになっても、必ずしも不合理ではないとみることも可能だろう。

⁷ 本件の評釈として、春日偉知郎・法学研究（慶應義塾大学）80巻9号114頁（平成19）、山田恒久・ジュリスト1348号256頁（平成20）。

(2) 「密接な関連」要件

1. 客観的併合の場合 渉外的な民事訴訟事件における反訴の場合、本訴と「密接に関連する請求」であることが求められる。この「密接な関連」という要件は、客観的併合の国際裁判管轄でも求められており、客観的併合の場合、「一の請求と他の請求との間に密接な関連」があれば、日本の裁判所が、他の請求に管轄権を有していなくても、1つの請求に管轄権を有している限り、他の請求の訴えを日本で提起できるとの規定（民訴3条の6本文）が、平成23年改正法で導入された。

客観的併合の国際裁判管轄に関しては、従来、複数の請求が併合される場合、そのうちの1つの請求に日本の国際裁判管轄が認められるときには、一定の範囲の他の請求についても、併合審理を可能にすることが、事件全体の適正かつ迅速な処理に資することから、国内管轄の関連裁判籍（民訴7条）に相当する管轄原因を肯定するとの議論があった⁸。ただ、渉外的な民事訴訟事件の場合、本来管轄権が存しない国での応訴を強いることは、国内の民事訴訟事件において関連裁判籍が適用される場面ほどの合理性を有するとはいえない⁹。そこで、最高裁は、旧法下において、「ある管轄原因により我が国の裁判所の国際裁判管轄が肯定される請求の当事者間における他の請求につき、民訴法の併合請求の裁判籍の規定（現行民訴7条本文）に依拠して我が国の裁判所の国際裁判管轄を肯定するためには、両請求間に密接な関係が認められることを要すると解するのが相当である」と判示していた¹⁰。

2. 反訴の場合 1) 「密接な関連」要件の意義 さて、反訴は、「一の訴えで数個の請求をする場合」には当たらないが、併合して審理することが事

⁸ 高橋宏志「国際裁判管轄」澤木敬郎=青山善充編・国際民事訴訟法の理論（有斐閣・昭和62）64頁。

⁹ たとえば、渋谷での不法行為に基づく損害賠償請求の訴えを、X（横浜在住）がY（シドニー在住）に対し、東京地裁に提起すると共に、従前の貸金の返還請求の訴えを併合する場合、渋谷での不法行為について、Yに東京地裁での防御を強いることは、それなりの合理性があるが、そのついでに渋谷とは縁もゆかりもない貸金に関して、東京地裁での防御を余儀なくすることは不合理だろう。とりわけ、損害賠償請求の訴額より貸金返還請求の訴額が大きく超過するといった不均衡があれば、不合理はさらに際立つ（古田啓昌・国際民事訴訟法入門（日本評論社・平成24）51頁）。

¹⁰ 最判平成13年6月8日民集55巻4号727頁。

件の適正かつ迅速な処理に適うという点で、客観的併合の場合と同様の考慮が妥当すると考えられる。ゆえに、同趣旨の管轄原因が認められたものである¹¹。

反訴の場合、①その目的である請求につき日本の裁判所が国際裁判管轄をもたない場合、仮に別訴として提起しても日本に管轄権はなく、かような請求を反訴として提起することを許容するには、本訴と同一の手続において処理する必要性がより高い場合に限るべきであること、②仮に本訴請求について訴えの追加的変更によって日本に国際裁判管轄のない請求を追加する場合には、民訴3条の6本文に基づいて、本訴請求との間に密接な関連性が必要とされていることから、日本に国際裁判管轄のない請求を反訴として定立する場合にも、同様の要件を課すことが相当であること、③日本の裁判所が国際裁判管轄を有しない請求を目的とする反訴をそのまま認めると、争点等も異なることから、審理が錯綜し長期化を招くおそれがあることなどを理由に、「密接に関連する請求を目的とする場合」に限り、管轄原因として認めた¹²。

2) 客観的併合の場合との比較検討 かように、客観的併合や反訴については、明文で「密接な関連」が共通の要件となっている¹³。そして、密接な関連性は、併合される請求と併合する請求との間の、請求の趣旨自体の関連性、請求に係る権利関係の関連性、請求の基礎となる事実関係の関連性（契約が同一であるとか、原因となった行為が同一である等）、事実関係を立証するために必要になると考えられる証拠の関連性などを総合的に考慮し、事案ごとに判断される¹⁴。

確かに、併合審理のメリットは、客観的併合と反訴とで相通ずるものがあり、

¹¹ 条解（前注1）64頁、中間靖規=中野俊一郎=酒井一・国際民事手続法〔第2版〕（有斐閣・平成24）67頁、菊井維大=村松俊夫原著／秋山幹男=伊藤眞=加藤新太郎=高田裕成=福田剛久=山本和彦・コンメンタール民事訴訟法I〔第2版追補版〕（日本評論社・平成26）631頁。

¹² 佐藤達文=小林康彦編・一問一答平成23年民事訴訟法等改正（商事法務・平成24）126頁、新コンメ（前注1）675～676頁。

¹³ 客観的併合について密接な関係ありと判断した例として、東京地判平成26年9月5日判時2259号75頁。評釈として、長秀之・N B L 1060号73頁（平成27）、中西康・平成27年度重判（ジュリ臨増1492号）302頁（平成28）。

¹⁴ 一問一答（前注12）119頁、賀集唱=松本博之=加藤新太郎編・基本法コンメンタール民事訴訟法1〔第3版追補版〕（日本評論社・平成24）358頁、秋山=伊藤=加藤ほか（前注11）632頁。

それゆえ併合審理の適性を見分ける要件として、共に密接な関連性を採用したものと考えられ、しかも、元々原告が日本に国際裁判管轄のある訴えを提起したことを機に、さらに別の請求を併合したり、被告が反訴を定立するのであるから、前者では被告に、後者では反訴被告（本訴原告）に地理的要素に基づく応訴の負担といった難点は生じない。ただ、いずれにあっても、関連性があるとはいえ、別の請求を併合して審理することから生ずる事案の複雑化は不可避である。が、客観的併合の場合、原告が複数の請求を定立する際に、1つの請求について日本の国際裁判管轄が認められれば、日本に管轄権のない他の請求についても、日本の裁判所に訴えを提起できるというのであるから、複数の請求が併合審理されることで生じる審理の複雑さ等の負担は、原告が自ら招いた結果ともいえる。これに対して、反訴の場合、日本に国際裁判管轄の認められる本訴の機会を利用して、本訴被告が本訴原告に対し、本来は日本に管轄権がない請求を定立するものなので、本訴原告からすれば、被告のイニシアティブによって反訴請求の併合審理が余儀なくされることになり、それに伴う審理の複雑化を甘受することが当然とは必ずしもいえない懸念がある。この辺りを考え合わせると、同じく請求相互間の「密接な関連」といっても、微妙なニュアンスの温度差があり得るかもしれない。

3) 国内事件の反訴の要件との比較検討 また、国内の民事訴訟事件における反訴の場合、本訴と「関連する請求」であることが要件とされている（民訴146条1項柱書本文）のに対して、渉外的な民事訴訟事件における反訴の場合には、本訴と「密接に関連する請求」であることが求められる¹⁵。「密接に関連する請求」は、単に「関連する請求」とは文言上、違いがある。関連性が密接かどうかの判断に係ることになるが、その線引きはどう捉えるべきか。

関連性を有する反訴請求は、本訴請求とその権利関係の内容または発生原因の点で、法律上または事実上共通する場合や、本訴請求に対する抗弁事由とその内容または発生原因において、法律上または事実上共通する場合と解されている¹⁶。密接な関連性を有する反訴請求は、請求の趣旨自体の同一性、請求に

¹⁵ すなわち、国内の民事訴訟事件における反訴では、「密接に」関連することまでは要求されていない（古田（前注9）52頁）。

¹⁶ 条解（前注1）848～849頁、基本法コンメ（前注1）53頁、新コンメ（前

係る権利関係の同一性、請求の基礎となる事実関係の同一性、事実関係を証明するために必要と考えられる証拠関係の同一性等を総合的に考慮して判定され、要するに、本訴請求や本訴に対する防御方法と実質的な争点を共通にすることで、両請求を同時に審判することが当事者間の公平に合致し、審理の迅速・円滑に資することになる場合である¹⁷。

そうすると、請求に係る権利関係の関連性や請求の基礎となる事実関係の関連性といった、具体的な判断要素の点で顕著な違いがあるといえようか。涉外的な民事訴訟事件における反訴について、「密接な関連性」が要件とされたのは、そもそも日本の国際裁判管轄がない反訴請求の訴えを、日本に国際裁判管轄のある本訴請求の訴えが提起されている機会を捉えて、その日本の裁判所に併合提起することを許容するというのであるから、本訴請求とまったく無関係の反訴請求に対応するとしたのでは不合理ではないかとの考慮である。ただ、この場面では、当事者が応訴を強制される煩よりは、むしろ関連性のない請求を併合審理する裁判所側の負担が、合理性を欠くという評価の中心だろう。当事者の応訴の負担の典型は、日本と無関係な請求について、日本での応訴を強いられる外国当事者という状況であるが、反訴の場合、既に本訴請求が日本の国際裁判管轄を認められており、日本での本訴に対応することを前提に、その機会を利用して本訴被告が本訴原告に対して請求を定立するものであるから、地理的要因に基づく不利益はそれほど大きくはない。それよりは、関連性のない請求を審判することになる日本の裁判所の負担が問題だろう。関連性のない請求を併合することに伴う審理の錯雑化、証拠調べの実施の困難など、日本の裁判所の負担は大きく、これをそのままにすれば、審理の長期化も必然である。そこで、本訴の訴訟手続内で同時に処理をする必要性が高い場合を抽出する要件が設定されたものだろう。しかし、この点は、国内事件の反訴でも遠隔地にあることを想定すれば同様だし、そもそも本訴について日本の国際裁判管轄に服せしめられる被告が、自ら能動的に反訴請求を定立して審判を求めるというのであるから、その際、本来（国内の民事訴訟事件）の関連性以上の内容を要求

注1) 673頁など。

¹⁷ 一問一答（前注12）119頁、基本法コンメ（前注14）358頁、秋山=伊藤=加藤ほか（前注11）632頁。

する意義に乏しいのではないか¹⁸。したがって、条文の文言とは乖離するが、「密接」ということにそれほど拘泥する必要はなく、渉外的な民事訴訟事件においても、反訴請求は、本訴請求や本訴の防御方法と関連する請求であれば足りるのではないか。

3 事例研究—東京地裁平成25年10月28日判決を素材として—

(1) 東京地裁平成25年10月28日判決¹⁹

1. 事案の概要 X（日本人男性）は、昭和58年10月9日にA（日本人女性）と婚姻し、3人の子がいる（それぞれ昭和59年生、昭和60年生、平成2年生）。また、Xは、平成6年11月6日、B（フィリピン人女性）とフィリピンで婚姻手続を行った。平成10年11月初旬、XとY（フィリピン人女性）は、東京都内で知り合い交際をはじめ、同月19日、Yはフィリピンに帰国したが、その後、Xの子を妊娠していることが判明した。Xは、Y宛に毎月生活費を送金し、月に1回程度、Yのいるフィリピンを訪れ、短期間滞在していた。平成11年4月16日、XとYは、フィリピン国内で同国の方式により婚姻手続を行ったが、その際、Xの戸籍謄本等、同国の婚姻手続に必要なXの婚姻要件具備証明書は提出されないまま手続がなされた。その後、Xが資金を拠出してフィリピンにY名義で住宅を購入するなどした。

平成13年頃から、Xは、フィリピンを訪れない月があったり、フィリピンにいるのにYに連絡を取らないことがあったため、YはXの女性関係を疑うようになり、XとYの関係は冷却しつつあった。平成15年4月、Xは、マレーシアに赴任することになり、Yとの間で諍いが顕著となった。同年6月、Xは、Yとの関係を打ち切る旨宣言し、同年7月を最後にYへの生活費の支払を停止し、同年11月以降、Yとの連絡を完全に遮断するに至った。

平成16年4月、Xは、ベトナムに転勤となったが、同年12月、退職して転職し、シンガポールで生活をはじめた。平成18年の初頭、Xは、C（マレーシア

¹⁸ 伊藤眞・民事訴訟法〔第4版〕（有斐閣・平成23）56頁。

¹⁹ 判タ1419号321頁。

人女性）と知り合って内縁関係となり、平成21年6月1日、Cとの間にできた子を認知し、現在、母子と共にシンガポールに居住している。

Yは、2人の子（それぞれ平成11年生、平成15年生）と共に、平成22年来日し、以後東京に居住している。YがXの戸籍謄本を調べたところ、Aとの婚姻が継続していることや、Cの子を認知していることを知った。平成22年7月9日、Yは、2人の子の法定代理人として、Xを相手に認知請求の訴えを東京家裁に提起した。同年11月24日、Xは訴訟代理人に訴訟手を委任するなどして、この訴えに応訴した。平成23年12月27日、東京家裁は、請求認容判決を言い渡し、平成24年5月31日、東京高裁は、Xの控訴を棄却する旨の判決を言い渡した。

この間、平成22年7月頃から平成23年9月にかけて、Yの子の名義で、フェイスブックのウェブサイト上に、英文の記事およびXの顔写真（以下「本件記事等」という）が掲載された。Xは、一般の閲覧者の注意と読み方を基準にすれば、本件記事等からXが重婚していることが読み取れ、これがXの社会的評価を低下させることは明らかであり、かつ、Xの顔写真を含む本件記事等をXに無断で掲載することは、プライバシー権や肖像権等の人格権を侵害していることも明らかであるとして、平成23年9月20日、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償請求の訴えを東京地裁に提起した（本訴）。

一方、YはXに対し、XがYとの交際中、Aとは既に離婚したと述べ、Bとの婚姻の事実も告げなかったことから、YはXと婚姻手を執ったところ、フィリピン家族法35条4項により、重婚を理由として婚姻が無効となったほか、子らが嫡出子の身分を取得できなかったこと（請求原因1）、Xとの婚姻が無効であるとしても、XY間には内縁関係が成立していたといえ、にもかかわらず、Xは平成15年7月以降、Yへの送金を停止し、一方的に連絡を絶つなどYとの内縁関係を不当に破棄したこと（請求原因2）、Xは平成13年9月頃や平成15年に複数のフィリピン人女性と不貞関係をもち、Cとは内縁関係をもつに至ったこと（請求原因3）を理由に、著しい精神的苦痛を被ったとして、平成24年1月25日、不法行為に基づく損害賠償請求の訴えを東京地裁に提起した（反訴）。

2. 当事者の主張 **1) 本訴請求に対するYの主張** 本件記事等を掲載したのはYではなく、Yの子であるし、仮に、本件記事等がXの名誉を毀損し、

またはプライバシー権もしくは肖像権を侵害する可能性があったとしても、当時所在等が不明であった父親であるXを探すために、ある程度具体的な情報を掲載する必要があり、その内容もすべて真実であるから、違法性はない。

2) 反訴請求に対するXの主張 ア. 国際裁判管轄について 反訴の請求原因事実と本訴の請求原因事実との間に関連性があるということではできないから、Yの反訴は、反訴の要件を欠く。また、Yの主張を前提とすれば、Xによる不法行為の結果の発生地は、当時Yが居住していたフィリピンであって、反訴請求に係る訴えについて、日本に国際裁判管轄はない。

イ. 請求原因について Yとの婚姻手続はYに懇願されてやむなく行ったもので、XとYには婚姻の意思はなく、XがフィリピンのY宅を不定期に訪れた事実はあったものの、その実態は婚姻ないし内縁関係とは言い難く、そもそも、XとYとの婚姻はフィリピン法の法的要件を欠く無効なものであり、婚姻ないし内縁関係の要保護性は認められない。

ウ. 消滅時効について 法の適用に関する通則法（以下「通則法」という）22条2項は、不法行為の効果について、日本法の累積的適用を認めており、日本の民法上、不法行為について3年の消滅時効が認められているところ、仮に、XY間に内縁関係の成立が認められたとしても、平成14年にはXはYとの内縁関係を終了させているから、内縁関係の不当破棄を理由とする損害賠償債務は時効により消滅している。

3. 裁判所の判断 1) 本訴請求について 「通則法19条によれば、『他人の名誉又は信用を毀損する不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、被害者の常居所地法による』とされているから、Xの常居所地であるシンガポールの法律が適用されることとなるが、他方、同法22条1項によれば、『当該外国法を適用すべき事実が日本法によれば不法とならないときは、当該外国法に基づく損害賠償その他の処分の請求は、することができない』とされている。そこで、本訴請求の当否については、まず、本件記事等を掲載する行為が民法709条の不法行為を構成するかどうかを検討する。」

「本件記事等をみれば、日本人であるXが、日本及びフィリピンそれぞれで別の女性と婚姻関係にある上、さらに、Cとも婚姻ないし婚姻に準ずる関係にあることを読み取ることができる。しかし、本件記事等が掲載されたのは、そ

れまでYの家族として振る舞っていたXが、平成15年11月以降、Yらとの連絡を一方向的に絶ったことにより、YらにおいてXの所在を知り得なかった状況の下、子の法定代理人であるYが提起した認知請求訴訟の相手方であるXの住所地を見つけ出すことがその動機であったと推認できる。そして、本件記事等が掲載されたのもフェイスブック上の子のページの部分であって、父親の所在を探しているという事実適示の手法を採っており、適示された事実の内容も真実であると認められること、Xが平成23年9月9日に代理人弁護士を通じて本件記事等の削除を求めたところ、Yは遅滞なくこれに応じていること等の事情を考慮すると、重婚の事実を適示されたことによりXの社会的評価が低下するおそれがあることは否定できないにせよ、本件記事等が掲載された経緯やその動機、Xの生活歴に照らせばある程度やむを得ない結果ともいえ、本件記事等の内容が不法行為を構成する程の違法性を有すると認めるのは相当でない。」

「本件記事等におけるXの顔写真は、Yが子の誕生日に撮影していたものであることや、上記に説示した本件記事等が掲載された経緯、当事者の関係及び本件記事等の内容等の事情を総合的に考慮すれば、かかる掲載行為による不法行為の成立も否定すべきである。」

「以上によれば、本件記事等の掲載行為は、日本民法709条による不法行為を構成しないというべきであるから、シンガポール法における要件該当性を検討するまでもなく、Yは、Xに対する損害賠償義務を負わない。」

2) 反訴請求について ア. 国際裁判管轄について 「本訴請求における不法行為の要件たる本件記事等の掲載の違法性の有無を判断するに当たっては、本件記事等が掲載されるに至った経緯や当事者の関係等の事実関係を審理することが不可欠であるというべきところ、これと本件反訴請求の発生原因であるX Y間における内縁関係の成否や内縁関係に至る経緯ないし内縁関係破棄の有無等の事実関係については共通性が認められるから、本件反訴請求と本訴請求は関連性があるというべきであるし、わが国に住所等を有しない相手方に対し提起された不法行為に基づく損害賠償請求訴訟について、民訴法の裁判籍の規定に依拠して日本の国際裁判管轄を肯定するためには、原則として、加害者の日本においてした行為により被害者の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りると解される（最判平成13年6月8日民集55

卷4号727頁)ところ、XYの交際は日本において開始され、少なくとも、XがA及びBと婚姻しており、いずれの妻とも離婚した事実がないにもかかわらず、Yとの交際中、Yに対し、Aとは既に離婚したと述べ、また、Bとの婚姻の事実を告げなかったと認められるから、Xの日本においてした行為によりYの法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されているといえる。したがって、本件反訴請求は、反訴の要件及び国際裁判管轄を欠くとのXの主張を採用することはできない。」

イ. 請求原因について 「請求原因1について XはYと交際するに当たり妻帯者であることを告げており、Yから子を出産するに当たり、フィリピンでの対面上、偽装の婚姻手続及び結婚式に協力して欲しいと懇願されたという。しかし、Xが既婚者であるとYが知っていたとすれば、そのような婚姻不適合者であるXに婚姻手続の依頼をするというのは不可解であるし、他にXの供述を裏付ける証拠も見当たらないことからすれば、Xの供述はたやすく信用することはできない。そうすると、Xは、Yとの交際中、Aとは既に離婚したと述べていたと認めるのが相当である。また、Xが、Bとの婚姻の事実をYに告げたと認めるに足りる証拠はない。

重婚は、婚姻の無効ないし取消原因であるから、一般的に、婚姻をしようとする者は、相手方に対し、配偶者の存在を告知すべき義務を負うのは当然といふべきであり、かかる義務に反して、既婚者であるにもかかわらず、既に離婚したなどと虚偽の事実を述べることはもちろん、これを告げないという不作為も相手方に対する不法行為を構成することは言をまたない。」

「請求原因2について XとYは婚姻手続を行った月ないし翌月には、Xが資金を出して新居を購入し、Yを居住させるとともに、Xが毎月フィリピンを訪れた際は、短期間であれ定期的にそこで生活していたというのであるから、婚姻の有効無効はともかく、XY間に婚姻関係又はこれに準ずる関係を形成する意思があったことは優に認められる。

そうすると、婚姻手続を行った平成11年4月16日の時点で、XYには内縁ないしこれに準ずる関係が成立していたといふべきである。なお、Yの子が生まれて以降、Xは子に対して実の父親がするのと同様に振る舞っていたことがうかがえるから、少なくとも、Xが定期的にフィリピンを訪ね、短期間にせよY

とともに生活していた当時、XはYとの間に生まれた子であると認識していたことも明らかな事実であり、かかる事実も内縁関係の成立を基礎づける一事情といえる。

そして、Xは、平成15年7月、Yへの生活費の送金を止め、さらに、同年11月、一方的にYとの関係を打ち切ったことを認めている上、かかる打ち切り行為について、これを正当化する事情も見当たらないのであるから、Xのかかる行為は、内縁関係の不当破棄としてYに対する不法行為を構成する。」

「請求原因3について Xが、平成13年9月頃と平成15年に複数のフィリピン人女性と関係を持ったと認めるに足りる証拠はない。また、現在XはCと内縁関係にあるが、この内縁関係が成立したのは、平成18年初め頃のことであると認められ、これは、XがYとの内縁関係を破棄してから2年以上経過した後のことであることからすると、仮にかかる事実によってYに精神的苦痛が生じたとしても、そのこと自体によって不法行為が成立したものと認めるのは相当でなく、この精神的苦痛は内縁関係の不当破棄による慰謝料をもって、同時に慰謝されると解するのが相当である。」

ウ. 消滅時効について 「通則法22条2項の文言から、民法の消滅時効や除斥期間といった損害賠償請求権の消滅に関する諸規定までが累積的に適用されるものと直ちに読み取ることにはできない上、準拠法とされた外国法の全規定とともにかかる民法の諸規定の累積的適用も認めることになれば、法律関係がいたずらに複雑になるおそれがあるから、かかる民法の諸規定の累積的適用をそのまま認めるのは相当でない。

もっとも、かかる民法の諸規定の累積的適用を認めるとしても、民法724条にいう『加害者を知った時』とは、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度にこれを知った時を意味するものと解するのが相当であり、被害者が不法行為の当時、加害者の住所氏名を的確に知らず、しかも当時の状況において、これに対する賠償請求権を行使することが事実上不可能な場合においては、その状況が止み、被害者が加害者の住所氏名を確認したとき、初めて『加害者を知った時』に当たるものと解される（最判昭和48年11月16日民集27巻10号1374頁）ところ、Yは、Xに内縁関係を破棄されて以降、子らの法定代理人として提起した認知請求訴訟においてXが応訴する頃までの

間、Xの住所を的確に知ることができなかつたものと認められるから、同時点までは、加害者に対する賠償請求が可能な状況の下に、その可能な程度にこれを知ったということはできない。そうすると、Yにおいて、『加害者を知った時』とは、認知請求訴訟においてXが応訴し、YがXの住所を知った日と解され、それまでXの不法行為による損害賠償債務の時効は進行しないというべきである。したがって、Yが反訴を提起した時点においては、いまだ民法724条による3年の時効は完成しておらず、Xによる時効援用の意思表示は無効といわざるを得ないから、いずれにしても消滅時効に関するXの主張を採用することはできない。」

(2) 判決の評価

1. 反訴の経過 Y（東京在住のフィリピン人）は、2人の子の法定代理人として、平成22年7月9日、X（シンガポール在住の日本人）に対し認知請求の訴えを東京家裁に提起したところ、同年11月24日、Xは訴訟代理人に訴訟手続を委任するなどしてこれに応訴したが、平成23年12月27日、請求認容判決がなされた（その後、平成24年5月31日に東京高裁はXの控訴を棄却）。その間、Yの子名義でフェイスブック上に掲載された記事につき、その内容がXの重婚や女性関係を窺わせ、社会的評価を失墜させるとして、平成23年9月20日、Xは、Yに対し不法行為に基づく損害賠償請求の訴えを東京地裁に提起した。これに対し、Yは、Xの重婚による婚姻の無効やXのたび重なる女性関係、Yとの内縁関係の不当破棄等を理由に、著しい精神的苦痛を被ったとして、平成24年1月25日、不法行為に基づく損害賠償請求の訴えを反訴として提起した。

2. 反訴の国際裁判管轄についての判断 1) 判決の内容 Yからの反訴請求に対して、Xは、①反訴の請求原因事実と本訴の請求原因事実との間に関連性がなく、そもそも反訴の要件（民訴146条1項柱書参照）を欠いていること、②反訴の請求原因であるXの不法行為の結果が発生した地点は、その当時Yが居住していたフィリピンであるから、反訴請求に係る訴えの国際裁判管轄自体が日本にないこと、以上の2点を根拠に反訴請求の不適法却下を主張した。

①について、裁判所は、フェイスブックの掲載記事がXのプライバシー権や肖像権等の人格権を侵害する違法性を有し、不法行為を構成するとの本訴請求

の当否を判断するためには、それまで家族として振る舞っていたXが、生活費の支払を停止し連絡を一方向的に絶つたため、Yの子らの認知請求の相手方としてXの住所を明らかにする手立てとして、父親の所在を探している子のSNSを利用したものであるとの、この記事が掲載された経緯や当事者間の関係等の事実関係を審理することが不可欠であり、これと反訴請求の請求原因事実であるXY間の内縁関係の成否や内縁関係に至る経緯、内縁関係の破棄の有無は、共通性が認められ、したがって、反訴請求と本訴請求とは関連性があると判示した。

②については、反訴請求たる不法行為に基づく損害賠償請求の管轄権に関し、平成8年民法5条9号の「不法行為があった地」と認定するため、日本でなされた加害行為によって被害者の法益に損害が生じたという客観的事実関係が証明されれば足りると解した。そうすると、XとYとの交際関係が日本で始まり、その際、XはAやBと婚姻していたにもかかわらず、Yに対し、Aとは離婚したといい、Bとの婚姻の事実はまったく告げていなかったのだから、Xが日本でした行為によって、Yに法益侵害が生じたことの客観的事実関係が証明されているとした。したがって、反訴請求の国際裁判管轄は日本に認められると判示した。

2) 判決の評価と改正146条3項の視点 ア. 反訴請求自体に日本の国際裁判管轄を認めた点について この判決がなされた時点では、反訴の要件として本訴との間に関連性があることが求められていることから、反訴請求自体について日本が国際裁判管轄を有しない場合であっても、本訴について日本に国際裁判管轄があれば、その日本の裁判所に反訴を提起することを認めるべきとの議論状況にあった²⁰。前掲平成18年判決も、このような考え方に依拠していたのであり、改正146条3項本文は、この考え方を明文化したものである。そうすると、反訴請求自体に日本の国際裁判管轄が独自に肯定される必要はないはずである。

この点、この判決では、反訴請求である不法行為に基づく損害賠償請求の訴えについて、日本の国際裁判管轄を肯定する判断が示されている。しかし、こ

²⁰ 池原（前注5）35頁、国際民事手続法（前注11）67頁。

れは、あくまでも本事件の経過の中での判断と捉えるべきだろう。すなわち、Y提起の反訴に対し、Xがその不合法却下を求める理由として、まず、反訴の要件である本訴との関連性の欠缺を主張しており、これが容れられれば、反訴の国際裁判管轄を肯定する議論の前提が存しないことになる。本訴と関連性を有する反訴であるがゆえに、その反訴に国際裁判管轄が認められるという議論に立てば、そもそも反訴の要件を充足していない以上、国際裁判管轄を肯定する前提を欠くことになるからである。そして、これと併せて、不法行為の結果発生地が日本でないことから、反訴請求が独自に日本の国際裁判管轄を具備するものではないことも主張していた。要件を欠いた反訴は却下すべきと解されているが²¹、それが独立の訴えとしての要件を満たす場合には、別訴として扱うべきであると考えたとしても²²、Yの請求に国際裁判管轄は認められないとの趣旨と解されよう。この主張に対する回答として裁判所が言及したのが、この部分の判示と評すべきだろう²³。したがって、反訴の提起を認めるため、反訴請求自体に日本の国際裁判管轄が肯定されることを求めるといった趣旨のものでは、まったくない。その意味で、従前からの議論の系譜の一環として位置づけられる判例に他ならない。

イ. 本訴との関連性について 反訴に関する民訴146条は、平成23年の改正で制定された3項が国際裁判管轄を定めるものであることから、同条1項の規定は、国内事件に係るものと考えられる。3項本文は、「本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とする場合に限り、」反訴を提起できるとし、1項柱書本文は、「本訴の目的である請求又は防御の方法と関連する請求を目的とする場合に限り、」反訴を提起できるとする。文言上、国際裁判管轄の認定には、「密接な関連」を要するが、国内事件の反訴には、本訴との「関連」があればよい。

²¹ 最判昭和41.11.10民集20巻9号1733頁。

²² 新堂幸司・新民事訴訟法〔第5版〕(弘文堂・平成23)767頁、中野貞一郎=松浦馨=鈴木正裕編・新民事訴訟法講義〔第2版補訂2版〕(有斐閣・平成20)523頁。

²³ 本件についての評釈である、嶋拓哉・ジュリスト1474号145頁(平成26)は、「反訴不法行為事件について、本訴との間に請求の関連性が存在することに止まらず、併せて、本訴とは別個にそれ単体でわが国が国際裁判管轄を有することをも認定することにより、わが国での訴訟提起を慎重かつ丁寧に肯定した。」と評する。

本訴の提起が平成23年9月20日、反訴の提起が平成24年1月25日で、現行3項が施行されたのは平成24年4月1日なので、反訴について適用になるのは1項となるが²⁴、1項の規定は、平成23年の改正前と何ら変更はない。したがって、反訴の要件として、本訴と「関連する請求」であることが求められる。そうして、本訴と関連性がある反訴は、反訴請求自体について日本が国際裁判管轄を有しない場合であっても、本訴について日本に国際裁判管轄があれば、その日本の裁判所に反訴を提起できると論じられた。この点、この判決は、本訴請求の請求原因が、フェイスブックに記載された記事から、XがA、BそしてCと婚姻ないし婚姻に準ずる関係にあることが窺われ、したがって、これらの記事によりXの人格権が違法に侵害され、その社会的評価を低下させる不法行為であり、その違法性を判断するためには、それまで家族として振舞っていたXが、生活費の支払を停止し連絡を一方的に絶つたため、Yの子らの認知請求の相手方としてXの住所を明らかにする手立てとして、父親の所在を探している子のSNSを利用したものであるという、この記事が掲載された経緯や当事者間の関係等の事実関係を審理することが不可欠であり、これと反訴請求の請求原因事実であるXY間の内縁関係の成否や内縁関係に至る経緯、内縁関係の破棄の有無は、共通性が認められるから、反訴請求と本訴請求は関連性があるとした。

反訴が、「本訴の目的である請求又は防御の方法と関連する請求を目的とする場合」とは、本訴請求とその権利関係の内容または発生原因の点で、法律上または事実上共通性がある場合や、本訴請求に対する抗弁事由とその内容または発生原因において、法律上または事実上共通性がある場合と解される²⁵。こ

²⁴ 平成23年の改正民事訴訟法（平成23年法律第36号）は、その施行日である平成24年4月1日の時点で、現に係属している訴訟に関しては適用されない（同法附則2条）。

²⁵ 条解（前注1）848～849頁、基本法コンメ（前注1）53頁、新コンメ（前注1）673頁など。たとえば、本訴請求と関連するとされるのは、不動産の所有権確認請求に対し、同一不動産に対する賃借権の確認を求める場合、事故を原因とする損害賠償請求に対し、逆に被告の側が同一事故に基づく損害賠償を請求する場合、本訴の提起が不法行為に当たるとして、応訴に要した損害賠償を求める場合、占有権に基づく建設工事妨害差止請求に対し、所有権に基づく建物収去土地明渡の請求を求める場合（最判昭和40.3.4民集19巻2号197頁）などである。

の基準に照らせば、Xの本訴請求とYの反訴請求との間には、事実上共通性があるといえるだろう。

さて、国際裁判管轄の認定の際に要件とされる密接な関連性を有する反訴請求とは、請求の趣旨自体の同一性、請求に係る権利関係の同一性、請求の基礎となる事実関係の同一性、事実関係を証明するために必要と考えられる証拠関係の同一性等を総合的に考慮して判定され、要するに、本訴請求や本訴に対する防御方法と実質的な争点を共通にすることで、両請求を同時に審判することが当事者間の公平に合致し、審理の迅速・円滑に資することになる場合である²⁶。この基準のもとでは、どうなるか。フェイスブック記載の、Xの重婚や他の女性との関係を窺わせる記事を原因とする本訴請求と、他の女性との婚姻やそれに準ずる関係など、Yとの内縁関係の破綻に至った事情等を原因とする反訴請求との間には、請求に係る事実関係に共通の要素が認められよう。そうすると、請求に係る権利関係の関連性や請求の基礎となる事実関係の関連性など、実質的に争点に共通性があるとの判断要素に鑑みるとき、これと1項との合理的な差別化を図る有意性に説得力を見出し難いように思われる。

²⁶ 一問一答(前注12)119頁、基本法コンメ(前注14)358頁、秋山=伊藤=加藤ほか(前注11)632頁。